

令和7年12月3日

令和7年12月3日

標 茶 町 議 会
議案第71号～議案第75号
審 査 特 別 委 員 会 記 録

於 標茶町役場議場

議案第71号～議案第75号審査特別委員会記録目次

第 1 号 (12月3日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第71号 令和7年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第72号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正	4
議案第73号 令和7年度標茶町病院事業会計補正予算	4
議案第74号 令和7年度標茶町水道事業会計補正予算	4
議案第75号 令和7年度標茶町下水道事業会計補正予算	4
閉会の宣告	29

議案第71号～議案第75号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和7年12月3日（水曜日） 午後 2時05分 開会

付議事件

- 議案第71号 令和7年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第72号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第73号 令和7年度標茶町病院事業会計補正予算
- 議案第74号 令和7年度標茶町水道事業会計補正予算
- 議案第75号 令和7年度標茶町下水道事業

会計補正予算

○出席委員（10名）

委員長	鈴木裕美君	副委員長	齊藤昇一君
委員	深見迪君	委員	櫻井一隆君
〃	本多耕平君	〃	鴻池智子君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	渡邊定之君	〃	類瀬光信君

○欠席委員（1名）

委員長 尾式宮君

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
保健福祉課長	浅野隆生君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君

観光商工課長	石川	淳	君
育成牧場長	山崎	浩樹	君
建設水道課長	菊地	誠	君
病院事務長	伊藤	順司	君
病院参事	村山	新一	君
やすらぎ園長	若松	務	君
教育長	青木	悟	君
教委管理課長	神谷	学	君
指導室長	富樫	慎也	君
社会教育課長兼 中央公民館長	菊地	将司	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤	和伸	君
議事係長	熊谷	翔太	君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 2時05分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬委員。

○委員(類瀬光信君) 委員長には鈴木委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬委員から、委員長に鈴木委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には鈴木委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時10分

(委員長 鈴木裕美君委員長席に着く)

○委員長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（鈴木裕美君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（鈴木裕美君） ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 副委員長には齊藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（鈴木裕美君） ただいま類瀬委員から、副委員長に齊藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には齊藤委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時10分

○委員長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第71号ないし議案第75号

○委員長（鈴木裕美君） 本委員会に付託を受けました議案第71号・議案第72号・議案

第73号・議案第74号・議案第75号を一括議題といたします。

議題5案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第71号、議案第72号の歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第71号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第71号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 一般会計補正予算の逐条質疑に入る前に、私のほうから予算執行者であります町長にお答えをまずいただいてから、この委員会の逐条質疑をしていただければと思います。

そう言いますことは、午前中の部で、議案第68号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正が、先般の本会議でもって、いわゆる議会の総意でもって否決をいたしました。否決と言いますことは、この議案第71号に当然その予算が組まれているものと理解しているわけでありまして、したがって、議会といたしましても、この補正予算が含まれている議案第68号を否決した以上、これを除いて議案第71号の補正予算を審議することについてはいかがなものかということで、先般、短い時間の中でありましたけれども、協議をさせていただきました。したがって、議会側の総意といたしましては、この議案第68号の議会の否決を受けて、町長が執行者としてこの補正予算に向かう、立つ位置を、できれば議会を無視するようなことなく私どもに理解のあるご答弁をいただけてから、できることであれば委員長、この補正予算を審議していただくことを私はお願いをしたいというよりも、ぜひそのような町長の答弁を求めてから補正予算についての逐条質疑をできればと思います。その内容については、後ほどまた、もし改めての質問が許されればお話しいたしますけれども、まず、繰り返しますけれども、私どもといたしましては町民に対する立場もあります。

したがって、記録を残していくのか、あるいは町民にどう理解を求めていくかということもありますので、町長に明快なご答弁をいただけてから議会側としてはこの議案第71号の質疑に入りたいと思いますが、その辺、委員長としてのお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（鈴木裕美君） ただいま本多委員のほうからご発言がありました。委員長としてはこれを許可し、町長に対し答弁を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、本多委員のほうから、先ほどの特別職の人事院勧告関係の条例の取り扱い等、今回、上程していただきました補正予算の取り扱いについてのお話がありました。

私としましては、先ほどの特別職の条例につきましては、提案している以上、非常に

残念ではありますが、そういう結果ということを実態に受け止めまして、それ以上に今回補正予算、職員の人事院勧告分ももちろんありますけれども、それ以外の手当等についても早急にしなければならない補正予算を組んでおりますので、できるだけ速やかにやっていたく以上、修正とかそういった手続なしで、今回、特別職の部分も予算計上されていることを理解の上で予算の協議をいただければというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（鈴木裕美君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） もう一点、私のほうから、執行者である町長には厳しいご答弁になるかと思えますけれども、特別職のこの問題を否決したということになりますと、予算の中では含んでいるものを凍結というふうに議会側としては考えてよろしいのでしょうか。改めてこれを出すということではなくて、この問題については議会側からの否決がされたので、これを予算は凍結するというところで私は理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（鈴木裕美君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私どもとしては、特別職の部分についてもご理解いただきたいということで提案いたしました、議会の否決という結果をいただきましたので、それに真摯に対応したいというふうに考えていますので、執行については、今、本多委員からあったように、私どものほうで根拠法の部分がありませんので、執行についてはできないというふうに理解していますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（鈴木裕美君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 大変、町長から厳しく反省するというような言葉もありました。本当に議会側としても特別職の方々には申し訳ないのですが、こういうご時世の中、ぜひとも、それから議会のほうも理解の上、私どもも改めて予算の執行については目を向けていながら、今、町長がおっしゃった、一度これを凍結するというを十分私どもも理解して、今後、理事者等のなお一層の理解を求めながら、本町の執行予算については理解をしていきたいと思えますので、町長、よろしくご理解のほういただきたいと思えます。

では、委員長、そういうことで、私が前段でお話しいたしました本年度のこの12月の補正予算については、皆さんとともにこれから逐条審議をぜひ進めていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（鈴木裕美君） それでは、1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 2款8項2目12節、15ページでございます。バスの運行業務の

委託費、三角印がついておりますが、どういうことでしょうか。まず、それを一点お伺いしたい。

それから、もう一点は16ページなのですがすけれども、2款8項3目18節引退馬の項目なのですがすけれども、三角印の500万円がついております。これについての説明を願いたいと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

2目12節委託料、バス運行業務委託料205万5,000円の部分ですが、こちらのほうは10月分ののりあいハイヤーの運行分なのですが、4月から10月までの計画と実車回数の差ということで委託料を削っている、減額しているところでございます。その回数が822回減っておりまして、1回当たり2,500円ということで205万5,000円の減額でございます。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） 16ページの2款8項3目18節の502万6,000円の減額、引退乗用馬飼養環境整備支援補助金の部分でございますけれども、「馬と共に暮らせる町…標茶」推進事業のうち、引退乗用馬飼養環境整備支援補助金の執行残の減額補正となっております。一応、今の補助金自体は全体の予算として650万円を措置しておりますが、今年1件申請を執行しておりまして129万4,000円を支出しておりますが、その執行残ということになります。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） ほかに質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 16ページ、ただいま答弁のあった引退乗用馬飼養環境整備支援補助金、執行残となっている具体的な理由を教えてください。それは予定がなくなったということなのか、それとも例えば引退馬が増える予定だったが集まらないということなのか、そこを具体的に教えてください。

○委員長（鈴木裕美君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

当初は650万円を概算で見っておったのですがすけれども、実際、補助金の申請が1件ありまして、厩舎とかの改修費に充てられております。引退馬自体の受入れは、各方面、預けたい側と預ける側の調整は続けてきておりまして、今年2頭引き受けをしております、引き受けているうちの1頭が死亡しております。馬の引き受けている数については随時調整を続けてきておりますので、今回、補正で落とした部分につきましては、今後施設の改修とかが見込まれていないという部分で執行残ということで落としているということでございます。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木裕美君) なければ、3款民生費についての質疑を許します。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 18ページですね。ここの、ごめんなさい、間違えました。民生費ですよ。

○委員長(鈴木裕美君) はい。

○委員(深見 迪君) 17ページでした。ここに、3日常設保育所費、4目認定こども園費が会計年度任用職員の報酬として上げられています。3目はわかるかなというような気がするのですが、4目が先ほどの条例改正から見てもちょっと金額が大きいです。この内訳と言いますか、内容を教えてください。

○委員長(鈴木裕美君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思います。

3款2項4目認定こども園費、1節報酬の部分のお尋ねと思います。こちらにつきましては、会計年度任用職員のうち、フルタイムの職員が不足してございまして、その不足しているところをパートタイムの会計年度任用職員に任務を担っていただいている部分がございます。その関係もありまして金額が大きくなっているということが主たる要因でございます。

そのほか、みどり認定こども園におきまして、今年度0歳児を6名受入れしております。前年度までは3名だったのですけれども、フルタイムの職員を1人増員いたしまして、6名まで受入れをしている状況でございます。ただ、0歳児の部分ですと、離乳食等、対応がもろもろございまして、その部分、パートタイムの会計年度任用職員の業務が多くなっていることもございまして、そういうものを含めまして増額になっているというような状況でございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長(鈴木裕美君) 深見委員。

○委員(深見 迪君) フルタイムは、これはもう採用になっているのでしょうか。予算だから、採用になっていないか。今、2つ言いましたけれども、この予算に計上されているのはフルタイム何名分ですか。

○委員長(鈴木裕美君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたします。

こちらにつきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬ということで予算計上させていただいております。フルタイムの職員の部分につきましては、こちらの報酬の中には含まれておりません。

○委員長(鈴木裕美君) 深見君。

○委員(深見 迪君) そうすると、ここに上げられている金額というのは、あくまでも会計年度任用職員の金額でよろしいのですか。

(「パートタイム」の声あり)

○委員(深見 迪君) ごめんなさい。パートタイム会計年度任用職員ということでは

いのですね。

(「はい」の声あり)

○委員(深見 迪君) わかりました。

○委員長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木裕美君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員(櫻井一隆君) 19ページ、4款2項2目17節、この説明をお願いしたいと思います。

○委員長(鈴木裕美君) 町民課長・三船君。

○町民課長(三船英之君) お答えいたします。

今年度、埋立処分場にバックホーを1台購入させていただいたのですが、当初予算では新車購入費として計上させていただいていましたけれども、実際は中古のバックホーを購入して、その執行残ということになりますので、ご理解をお願いします。

○委員長(鈴木裕美君) 櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) 中古にしたということですね。それで、中古でも事業には支障ないということで理解してよろしいですか。

以上です。

○委員長(鈴木裕美君) 町民課長・三船君。

○町民課長(三船英之君) 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 19ページ、委託料です。

塵芥収集委託料が減額になっていますが、この主な理由を教えてください。

○委員長(鈴木裕美君) 町民課長・三船君。

○町民課長(三船英之君) こちらにつきましては、契約金額によりまして、当初予定した金額よりも減額になって契約させていただいた、その執行残ということでございます。

○委員長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木裕美君) なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木裕美君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 20ページ、牧野管理費の修繕料730万円ですけれども、繁忙期を過ぎてからの補正ですけれども、今後何を修繕するのか、内訳を教えてください。

○委員長（鈴木裕美君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

修繕料の中には車検のお金も含んでおりまして、今後の車検を見込んだ経費でございます。年度当初に比べまして、修繕があったものがありまして、その分の補正ということになります。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 車検は今後のこととして理解しました。

修繕は、そうすると、これまでに済んだ修理の金額を、今、補正するということですか。

○委員長（鈴木裕美君） 育成牧場長・山崎君。

○育成牧場長（山崎浩樹君） お答えいたします。

車検に合わせまして、それぞれの車で、過去の実績から見まして修繕料の見込みの金額を計上してございますので、車検と合わせてその金額がございまして。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 22ページ、7款1項3目18節地域おこし協力隊の部分と、それから1節の報酬、これについて説明を求めます。

○委員長（鈴木裕美君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

こちらの部分につきましては、報酬、負担金とも、新たに地域おこし協力隊を募集するための経費として計上しております。

○委員長（鈴木裕美君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） これは新たにこれから募集するというもので、まだ誰が来るとか、そういうことは確定していないということですか。わかりました。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 11ページの2目のところにありますニトリ北海道応援事業助成金が上がっておりますけれども、この内容をお知らせください。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

こちら、雑入のニトリ応援事業助成金200万円でございますが、実は当初予算の中で、当初予算の歳出なのですけれども、すみれ保育園、たんぼぼ保育園のエアコン設置を予定しておりました。当初、補助事業等はなかったのですけれども、ニトリ北海道応援事業助成ということで、保育園、認定こども園等にエアコンの設置に対して補助があるというようなことで、私どものほうでこの助成事業に応募いたしまして採択をいただいたということで、今回補正予算で、歳入の部分のみですけれども、計上させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） その部分の財源が一般会計の14ページの5目財産管理費のその他の200万円になっているので、あわせてご承知おきいただければと思います。当初、エアコンの設置事業をこの5目の財産管理費の中で行いましたので、上から2段目に200万円という数字があると思うのですけれども、そこにニトリの補助金を充てさせていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 前後しましたが、10ページでございます。

15款2項4目1節、この強い農業づくり事業補助金というのは、どういう性格のものか教えていただきたいと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

この強い農業づくり事業なのですけれども、トラクター等、農業機械を導入する際に受けられる道の補助事業になります。リースによる導入の場合は7年間リースのうちの3年分を、購入による導入の場合は10分の3が補助されるものであります。補助の上限は1,500万円となり、今回は8名の農家が当事業を活用して、トラクター、ローラーなどの農業機械を導入するものであります。

なお、こちらにつきましては間接補助事業となり、歳出と同額の歳入を見込んでおり、実質的な町の負担は生じないというものでございます。なので、歳出と同額の歳入を見込んだものでございます。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 11ページなのですが、21款町債費の1項3目1節、沈砂池の緊急のものを上げるという話なのですが、これについてもうちちょっと詳しくお願いいたします。

○委員長（鈴木裕美君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

こちら具体的に申しますと、ルルラン第1排水路の沈砂池と排水路の土砂撤去を行うものでございます。こちらにつきましては、緊急浚渫推進事業債を活用して事業を実施いたしますが、この起債事業のほう、起債充当率が100%で、交付税措置率が70%となっております。

○委員長（鈴木裕美君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） この70%の補助ということは、あと30%が町の持ち出しということでございますか。

○委員長（鈴木裕美君） 企画財政課長・齊藤君

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

100%の部分が交付税算入されて、交付税で7割が入ってくるというような計算前提でありますけれども、実際にびたびたに入ってくるということではないのかなと思えますけれども、算入は100%算入されるというのは、そのとおりかと思えます。

ですから、一応、計算上は委員ご指摘の部分で正しいという認識で立っておりますが、実際には交付税ですので、国の総額が決まっておりますから、そのうちで計算上7割ですけれども、実際に7割入ってくるかどうかというのは、実際には分解できないものでございますけれども、一応、理論上はそのような委員ご指摘の部分で間違いないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 前から再三言っているとおり、こういう道の補助金を上手に使

って、もっと標茶町の、町もいろんな河川の修復とか、あるいは河川の立木の伐採とか、そういうことをやっていますけれども、これをもうちょっとうまく使えばもっともっといいのではないかと思います。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、以上で議案第71号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第72号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出、1款サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、以上で議案第72号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第73号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 以上で議案第73号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第74号、水道事業会計予算、第1条、総則から第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、以上で議案第74号、水道事業会計予算を終わります。

次に、議案第75号、下水道事業会計予算、第1条、総則から第5条、他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、以上で議案第75号、下水道事業会計予算を終わります。

以上で議題5案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

○委員長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議案5案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 保育所の常設保育所及び認定保育園の職員のことについてちょっと伺いたいのですが、全町で、今、私が言った職場での正職員、フルタイム会計年度任用職員、それからパート会計年度任用職員、人数、おおよそでよろしいので、どのぐらいになっていますか。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

保育職員というお尋ねでよろしいでしょうか。保育職員の部分ですけれども、保育園に勤務している正職員が30名、それからフルタイム会計年度任用職員が9名、パートの会計年度任用職員、実人員でございますが、その中にはそれぞれ兼務している方もいらっしゃいますので、実際予算の基礎になる数字とは若干異なる部分がありますが、実人員といたしましては36名ということでございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その中で、パートタイムの会計年度任用職員、時間数なのですが、私の認識では38時間45分未満で、下のほうは何十時間からになっていますか。

週単位ですね。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

パートタイム会計年度任用職員につきましては、勤務時間数によって3つの区分に分かれております。一番短い方が週15時間30分未満、その次で言いますと週15時間30分以上20時間未満、それ以上の部分で言いますと週20時間以上週38時間45分未満というような3つの区分に分かれております。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 伺いますけれども、この38時間未満の、限りなく38時間に近いパートタイム会計年度任用職員、ちょっと私、聞いて回ったのですけれども、10人ぐらいいるのではないかなと思うのですが、何人ぐらいいますか。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えを申し上げます。

現状、常設保育園、認定こども園、へき地保育所に勤務をしていらっしゃる20時間以上38時間45分未満の会計年度任用職員の方につきましては13名でございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） もうちょっと詳しく聞きたいのですが、限りなく38時間に近い方は何人ぐらいいますか。いや、急に聞いたのでわからないかと思うのですが、私、10人ぐらいと押さえているのですけれども。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えを申し上げたいと思います。

すみません、ちょっと私のほうで個人ごとの細かい勤務状況の部分、現状、資料等を持ち合わせておりませんので、基本的に20時間以上38時間45分未満というような押さえ方をしております。大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、限りなく週単位38時間に近い時間、フルタイムにほとんど近い感じで勤務されている方が私は10人ぐらいいるのではないかなというふうに思うのですが、この人たちが11月になって、しかも11月の末に近くなって、この労働時間数を10時間ほど減らしてほしいと。今、行っている行財政改革、これから説明を伺うわけですけれども、これが終わったら説明を聞くわけですが、町の財政状況が厳しいので働く時間数を減らしてほしいというような動き、こういうのは承知していますでしょうか。そういうことがあるのでしょうか。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えを申し上げたいと思います。

ただいま委員のほうからお話のありました、12月から勤務時間といいますか、出勤時間が短くなることにつきましては、基本的にこども園の中で業務の部分が少なくなったということで、結果として時間数が少なくなるというような状況でございます。したが

いまして、町の行政改革等により今回の部分が生じたということではございません。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、そういうふうには押さえていないのです。1つは、例えば4月に入った子供がだんだん生活に慣れてきて手がかからなくなったということで、では、もう時間数を減らしても大丈夫だよというふうに園長先生が判断されてということだと思えるのですけれども、私は、このパートタイムで働いている人たち、特に保育所、保母さん、成り手がいないという時期に、子供たちに手がかからなくなったということは、それは保母さんがそういう指導をずっとしてきたからなわけですから。そういう意味では、手がかからなくなった保母さんの労働条件の緩和と申しますか、こっちのほうに回すべきで、時数を減らすというのはいかなるものかなと思うのです。具体的に言いますと、それはちょっとおかしいなと思うのです。保母さんの指導でそういうふうには子供たちが手がかからなくなってきたと、つまり発達してきたということですよ。そうすると、だからあなたの働く時間を少なくしてくれというのは、いかにも乱暴なやり方だなと思うのですが。

一例を出しますと、11月の末に呼ばれて、38時間近く働いていた人たちに、子供の手がかからなくなったから働く時間を10時間ぐらい減らしてくれと、こういうことがうちの役場でとおっているのかなというふうに思うのです。実際あった話なのですが。そうすると、11月ですよ、そして12月から減らしてくれですから、この年末を控えて、しかも物価高騰の折ね。私、ざっと計算したら、4、5万円入るお金が減るのですよ。これが1人や2人でないということなのです。こういうことが許されるのかと。百歩譲って、年度内でいろいろ話し合って、来年の4月からというならまだわかるのだけれども、11月の末に呼ばれて宣告されて12月からというのは、あまりにもひどい話ではないかと。

パートタイムの人たちというのは、ちょっと調べてみたのですけれども、法律でも一定程度の保障はあるのです。例えば労働条件の問題で言えば、雇用契約を結ぶわけですが、その限りにおいては38時間を20時間に減らしたって、それはそういう契約を結んでいるわけですから構わないわけです。だけれども、その場合でも労働契約法の第8条の中に、やっぱり合意が必要だということが書いてあるのです。パートタイムでも、労働契約法第8条、労働者と使用者が合意することで労働契約の内容である労働条件を変更できると定めていると。これは合意の原則と言われるのですが、これはパートタイムでも適用されるのだということを言っているのです。

そういう難しい話は抜きにしても、役場が11月の末に呼んで、今まで38時間近く働いていた人を10時間、11時間働く時間数を減らして、そして12月から減らして、これはひどい話だと思いませんか。これを承知していますでしょうか。町長、こういう話を承知していますか。いや、向こうでもいいのですけれども。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま委員のほうからご指摘のありました部分につきましては、具体的に言います

と、委員お話のあったとおり、園児さんも園の中で慣れてきまして、手もかからなくなってきたということで、従前、午後もパートさんに入っていたところの、午後の部分がなくなるといようなことで時間数の短縮を図ったというふうに伺っております。園のほうからもちょっとお話を伺ってはいるのですけれども、やはり大人の保育士の人手が多いと、どうしても手をかけなくてもいい部分、子供が自主的に行うべきところも手をかけてしまうことがあるといようなことありまして、パートさんを中止にしたいといようなお話を伺っておりました。

先月の末に急にといようなお話もございました。私どものほうでも確認させていただいたのですけれども、お話しさせていただいたのが11月26日水曜日の午前9時頃といふふうに伺っております。対象の方が4名いらっしゃったようなのですが、お一人の方は当日休暇ということでしたので、翌日27日木曜日の午前9時頃にお話をさせていただいたところがございます。この時期につきましては、毎月のシフト、翌月のシフトの作成が通常月末になってしまいますので、そういうことで、この時期になったのかなと思っております。急に時間数が減るのをお知らせされたといいますか、そういう部分につきましては、若干時間が短い部分については、委員、ご指摘のとおりかなといふには思いますが、シフト等の勤務の作成の部分で言いますと、どうしてもこの時期になってしまうといようなことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは到底理解できない話ですよ。若干時間が短かったかなとい程度の問題ではないのです。働いている人の死活問題なのです。だって、今の時期ですよ。12月、言われて何日もたたないときから、来月の時間数は10時間、11時間減らしてくれですよ。今の時期に4、5万円、減収になるのです。こういうことが常識的に言っても通るはずがないではないですか。

どこのレポートを見ても、私自身もここでパートの会計年度任用職員制度が行われる以前から、臨時職員の時代から、この待遇改善、何度も議論しました。どの理事者も、臨時職員というのは役場の運営の中で、つまり自治体運営に欠かせない存在であると、貴重な存在なのだといことをずっと言い続けてきたのです。それと今のは合わないではないですか。そう思いながらも簡単に時数を減らして、時数を減らすといことは、パートタイムの人たちにとっては収入が減るといことでしょう。

そして、ましてやそのときに、同じ会計年度任用職員でもフルタイムの場合はほかで仕事をするには認められていませんよね。副業はね。だけれども、パートタイム会計年度任用職員は認められています。それで、それを言った方は、急いでアルバイトをもう1つぐらい探して、そして何とかつないでちょうだいみたいなことを言ったといのですね。11月の末に言われて、12月からアルバイトを新しく見つけるなんていことは、普通考えられないですよ。

だから、僕はその点について言えば、これを一旦戻して、もう一度確認なさせて、そしてその人たちがこの年末年始に困らないいようなやり方をぜひとっていただきたいと思

うのですが、どうですか。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えを申し上げたいと思います。

パートタイムの会計年度任用職員の方につきましては、先ほども申し上げましたが、契約上、今回のケースで言いますと20時間以上38時間45分未満というような契約をさせていただいております。そういった部分でいきますと、限りなく38時間45分雇用するというような約束等もしているわけではないというふうに伺っております。パートタイムの勤務でいきますと、通常、業務に職員に不足が生じる部分等を含めて勤務をしていただくものが基本であるというふうに私ども理解をしております。今回のこの時期に時間数が少なくなってしまうという委員のおっしゃることは、わからないわけではございませんが、仕事の部分、業務量が少なくなったことにより、結果として時間数が少なくなるというような状況でございますので、そこはぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 話がかみ合っていないです。自治体運営に欠かせない存在である貴重な臨時職員だということは、もう何年も前から町長が答えていることです。そう言いつつ、路頭に迷うような状態を簡単につくってしまうと。おかしいではないですか。

私が4、5万円と計算したのは、たしか1,360円でしたか。パートタイムの会計年度任用職員の時給はそのぐらいだったと思うのですが、それはもう他町村に比べても少し高いほうかなと思うのです。それにしても、11月の末に言われて、シフトだか何だか知らないけれども、来月から、12月からあなたの時間数を10時間減らしますよ、11時間減らしますよ、そして町の経済状態が悪いからと言っているのですよ、そういうことをね。

さっき私が言ったのは、子供が手がかからなくなったのは、まさしくそういった人たちの指導の努力の成果でしょう。そうしたら、その人たちがそうやって一生懸命保育の仕事をして、そして子供たちがそうやって成長したと、発達してきたと。だから、あなたはこういうことだから時間数を少なくするからと、常識的に考えてもそれはいいのではないですか。これはもう民間のブラック企業と変わらないやり方ですよ。

一方では、今月の広報しべちゃでしたか、フルタイム2名採用募集をかけていますよね。この38時間に近い状態で保育所に勤めている人たちは、やっぱり正職員に近い、ほとんど同じような仕事をなさっているわけです。一方でフルタイム募集をかけているという、これをやめて、この人たちをとりあえずはまずフルタイムを10名、15名と採用する話ならわかるのですよ。2名ですから。

ですから、そういう点では、年の瀬も差し迫っている中で、これを一遍に10時間、11時間減らすなんていうことは考えられない。1時間、2時間ならまだ我慢できるのかもしれないけれども、考え直しませんか。私、さっきその人たちの意見も聞かないで、百歩譲って年度内は今ままでということを行いましたけれども、これはその人たちの意見ではないですけれども、そのぐらいのことは考えてもいいのではないですか。その期

間にやっぱりそういう体制を整えるということを考えてもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（鈴木裕美君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

基本的にパートタイム会計年度任用職員さんの勤務につきましては、業務に必要があるということで勤務をしていただいていると私どもは認識をしております。今回で言いますと、午後が必要なくなるという部分で、結果として時間数が短くなるというような状況でございます。パートタイムの方を任用するために業務を増やす、もしくは違う業務ということは、若干考え方が異なってしまう部分が生じるのかなというふうには、私としては考えているところでございます。

それから、先ほどの質問で、私ちょっと答弁を漏らしてしまいまして、大変申し訳ございません。アルバイトを探せばいいというような発言があったというようなお話をいただいておりますけれども、私、当事者のほうに確認をさせていただいております。そのお話をした当事者の方から私が聞いたところでは、そのような発言はしていないというふうに伺っているところでございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 言った、言わないの話は特にしません。私も言った本人に聞いたわけでないですから。

けれども、標茶町役場として、私、何度も言いますがけれども、自治体運営に欠かせない存在だと、貴重な存在だと、大事な人たちなのだ、何度も理事者の方は答えているのです。全然大事にしていないではないですか。皆さんだって胸に手を当てて考えてください。11月の末に言われて、12月から4、5万円賃金が減りますよということを通告しているのです。こんなことって一般的な社会の中で通用しますか。私はしないと思います。

これはもう理事者の方に聞きたいのですけれども、どうですか。このパートタイムの人の働き方について、こんなことが許されていいのですかということを知りたいのですけれども。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のように、保育職場に勤める会計年度任用職員の皆さんが担ってくださった部分については非常に大きなものと、それについては考え方は変わっておりません。

委員、再三、役場がこんなことをやっていいのか、あるいはブラック企業みたいなということでおっしゃられていますけれども、この問題は、いわゆる労働者側の視点と、それから雇用者側の視点で大きく見方が違うのだろうなというふうに思います。決してルールにのっとって時数を減らすことが、労働者を大切にする、しないという観点ではないというふうに考えております。

先ほどの質問の内容から、勤務条件通知書等については委員もご覧になっているだろうなというふうに思うのですけれども、改めてその部分、確認の意味も含めてなのですから、勤務時間等に関しては、1週間当たり20時間から38時間45分に満たない範囲で、そして管理監督者が別途指示する日の中において、1日につき7時間45分以内ということで定められております。その枠を超えて変更するときには、当然合意をしなければ有効なものにはならないというふうに考えておりますけれども、この勤務条件の中で雇用している中においては、例えば仮に38時間45分に近い時数でパートタイム会計年度任用職員として最大に近い給与、報酬を手に入れている方が、それが雇用期間中、完全に保障されているという形ではないという理解でおります。

確かに委員おっしゃるように、時期的に言うと、それを突きつけられた方にとっては大変きついものがあるのかもしれませんが、雇用側としては、逆に仕事がない中で職員を雇用し続けていいのかという、そういう逆の指摘も受けかねないというふうに思っております。業務量に応じた適切な雇用というものをこれから適切に考えていかなければならないという課題もあるというところで、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、今の答弁では到底理解できないのですよ。労働者側視点と使用者側視点、もちろん立場の違いはあると思っております。だけれども、そのために、例えば労働契約法の第8条で労使の合意を非常に重んじているのです。一致するところでやりましょう、合意が必要なのだと。これは使用者側をも縛ることになるし、労働者の立場を尊重して個の生活を守る立場でもあるのです。

何度も言いますが、11月の末に言われて、ぎりぎりに言われて、来月からあなたの収入を4、5万円減らしますよと通告されることが許されていいのかということなのです。これについてはどう思いますか。その人たちに残念だけれども我慢してくれと言うのですか。その点はぜひ聞きたいですね。だって、使い捨てではないですか。パートタイムを調整弁のように使いこなしていくというのは、おかしいですよ。調整弁ではないですから。だって、今までだって自治体運営に欠かせない存在だと言ってきたではないですか。さっき、15時間30分未満と20時間未満といくつか段階があって、最後は38時間45分未満というのは、それはわかります。雇ったときにはこの時間帯でお願いしますというのわかります。だけれども、今までずっと何年か38時間近い仕事をしてきて、そしていきなり先月の末に言われて今月からというやり方は、いかにも乱暴ではないですか。これはぜひ正してほしいなと私は思いますけれども、どうですか。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

繰り返しの内容にはなるのですけれども、フルタイムの会計年度任用職員を明日からパートタイムの会計年度任用職員になってくださいというのは明らかにルール違反というか、合意が必要な変更だと思っておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、当初本人と合意している内容の範囲内の変更でありますので、正す、正さないという言葉で言う

と、間違いはしていないというふうに考えておりますので、現時点ではそれを元に戻すという考えについては持ち合わせておりません。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、働いている人たちの立場に立って考えてほしいのです。その立場に立って考えた場合、どうですか。感想を聞かせてください。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、委員から感想と問われましたので、感想というところをベースにお話をさせてもらいたいと思いますけれども、例えばそれが、私がそういうふうに言われたら、同じ立場に身を置いたときには大変苦しい立場になるだろうなと思います。そういう意味では、今回とっている措置については、働く者にとっては大変厳しい状態なのだろうというところは十分理解します。

ただ、一方で、これは感想ではなくて雇用者側の視点の立場でありますけれども、これまで担ってきてもらった業務が少なくなったというところに、そこにほかの業務がない中で雇い続けることというのが、パートタイム会計年度任用職員の任用というのは、雇用される人に給与を払うのが目的ではなくて、そこにある業務をしてもらい、そこに応分の給与、報酬を支払うということでありますので、現状で言うと元に戻すことはできないと考えているところであります。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そこはずれているのですよ。学校現場もそうですけれども、決してのんびんだらりと仕事をしているわけではないのだと思うのです。今だって保育所の運営は、子供の命を預かっているわけですから、相当神経をとがらせて、大変な業務だと思うのです。だから、子供に手がかからなくなったと言うけれども、それでも保育所の仕事というのはやっぱり厳しいものがあると思うのです。だから、そういう点では、決して働くことがなくなったからというようなことではないと私は思うのです。仕事の現場、保育所の現場の仕事というのは、そういうものだと思うのですね。

私、ぜひ、頑として言うことを聞かないので、考えてほしい。フルタイムと違って、パートタイムの人たちは、毎回シフトのたびに時数はどうなるのだろうか、来月の時数はどうなるのかと心配しながら、暮らしに直結しますから、そういう意味ではとても厳しい状態に置かれているのです。1年ごとに雇用の契約を結ぶということで、少しは昔の臨時職員と違うかなというふうに思うのですけれども、1年ごとに結んでいるのであれば、1年の途中で時数を、今回は仕事少なくなったから、あなた来月から10時間減らしていいとか、12時間減らしていいとか簡単に言えるものではないと私は思うのです。ぜひ考え方を変えてほしいなど。問題は、その人たちが一生懸命努力して、子供も指導して手がかからなくなってきた部分もあると思うのですけれども、ある意味、その人たちの成果ではないですか。パートタイムの会計年度任用職員に対する役場の姿勢も、やっぱり以前から言っているように貴重な存在なのだというふうに、だったらそれを実態で示してほしいということを、私、ぜひ言いたいです。

この問題については、もう1つ、11月の末ぎりぎりに言われて、12月から、来月から10時間、11時間減らしますよ、計算したら4万円から5万円収入が減りますよ、働いている人は何も言えない、そういう労働条件が私たちの役場であっていいものかと強く思います。だから、ちょっと検討してほしいと思います。今だって、正職員、フルタイムとパートの人たち、保育所で言えば人数はおおむね半々ぐらいなのです。それだけパートの人たちを必要としている。だけれども、手がかかからなくなったから、あまり必要性がなくなったから、来月からあなたの時間数をこれだけ減らしますよと。それも30分とか1時間なら分かるのだけれども、いっぺんに10時間、11時間もいきなり減らすと。しかも、私、聞いた限りではアルバイトを探せと言われてた。先ほど、課長はそんな話は聞いていないと言いましたけれども。

(何事か言う声あり)

○委員(深見 迪君) そう言ったというのですね。そうしたら、そんな短い時間に急に言われて探せますか。そういうのをひっくるめて使用者側は抱え込まなければならぬのではないかと私は思うのです。

ぜひもう一回、検討してほしい。今、ここで議論しても、私がこう言うと同じような答えしか返ってこないのをやめますけれども、行財政改革を目の前にして、もう一回検討していただきたい。そういう働いている人たち、支えている人たち、役場の仕事を支えている人たちの仕事、これをやっぱり重視して考えていただきたいと思います。これで質問はやめますけれども、ぜひ検討していただきたい。

以上です。

○委員長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君)(発言席) 私は、地域おこし協力隊員のことについてお話を聞きたいと思います。

先ほど逐条質疑の中で、地域おこし協力隊員を新たに募集するという、そういう予算が計上されておりました。そこでお伺いしますが、確認のためですけれども、現在、標茶町の地域おこし協力隊員は全体で何名で、そのうち観光に携わっている方というのが何名いるか、新たに採用を予定されている方というのはどういった仕事をされるか、まずそこをお知らせください。

○委員長(鈴木裕美君) 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長(石川 淳君) お答えいたします。

町全体に、今、地域おこし協力隊が何名いるかについては、私、今、手持ちで資料がないのですけれども、観光商工課で今活躍していただいている方は全部で5名いらっしゃいます。うち観光商工係で4名、交流推進係で1名でございます。

業務の内容ですけれども、観光協会の事務局の支援員として3名、アクティビティー開発支援員として1名、それから「馬と共に暮らせる町…標茶」推進事業や移住の関係で1名の、5名となっております。

(何事か言う声あり)

○委員長（鈴木裕美君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） 今回、新たに募集する地域おこし協力隊については、観光協会の事務局支援員として募集したいというふうに考えております。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そこで、観光に携わっている地域おこし協力隊員が複数名いるわけですが、先日の一般質問で、同僚議員の質問の中で、ぽん・ぼんゆの施設設置者として、町がもう少し利用促進を図ってもいいのではないかと、てこ入れしてもいいのではないかと、ということをご承知しております。1年たって、実際のところ、指定管理者によって運営されているわけですが、利用状況を考えると決して楽観できないというか、非常に厳しい状況ではないかという感じがいたします。

そこでですが、ぽん・ぼんゆに特化した情報発信を地域おこし協力隊員の中で観光を担当している方に専ら携わってもらうということができないものかどうかということですが、経済的にというか、財政的なことも考えて、それから指定管理者との関係も考えて、広告を打つとかそういったことではなくて、地域おこし協力隊員の標茶町の観光振興にかかわる発信業務として、ぽん・ぼんゆのところに特化した部分、力を入れてということがまずできないかどうかということですが1つございます。

それと、もう1つ、ぽん・ぼんゆの施設に関してですが、町民からいろんな指摘を受けます。壁に穴が空いているよとか、それから温泉排水がだだ漏れになっているよとか、キャンプシーズンになっているけれども草刈りが行われていないよとか、ということを町の方から指摘されることがあります。そういったことをちょっと考えると、運営状況を考えると、指定管理者において、ぽん・ぼんゆの魅力と捉えられている周辺の自然環境とか施設周りそのものの環境、そういったことに、もしかすると目が届きにくいのかなということもあって、そういった部分も情報発信も含めて地域おこし協力隊員を充てられないかというふうに思うわけです。

温泉排水だだ漏れというのは、ぽん・ぼんゆの浴槽の容量というのは全部合計で大体40トンなのです。週に1回掃除をしていると聞いていますから、通常営業が始まって1年ですから、1年が54週ということで、40トンずつ汚水を流すわけです。それ全部が、結局、川まで届かずに途中で相当の量がオーバーフローしてしまって、そのことに観光商工課でも、それから指定管理者でも気づいていないのです。そういう状況が起きています。これ、見ようによってはというか、突き詰めると自然公園法違反になる事例ですから、そういったことを町の方に指摘されるということ自体は非常に問題があるなと思いますし、まずそのことについて必要な手当をしたかどうかということもありますし、そういったことが再発しないように、例えばそこに地域おこし協力隊員、何かしらの形でそういったことにも目配りをするような形で配置できないかどうかということをお伺いします。それと、まずその温泉排水がだだ漏れになっていた件について、町長が把握しているかどうかもお伺いします。

○委員長（鈴木裕美君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

まず、ぽん・ぽんゆに特化した地域おこし協力隊の活用というか、そういう検討ができないかというお話だったのですけれども、私のほうでも、今その部分は全く考えていなかったというところもありますし、指定管理者さんのほうのご意向も確認しなければならぬと思いますので、その部分については改めて協議、検討していきたいと思っております。

それから、温泉排水が漏れているという状況についてですけれども、そういうようなお話をいただきまして、我々のほうでも現地のほうを確認させていただきまして、対応をしてきているところがございます。基本的にですけれども、私たちが確認したところでいくと、ポンプで今くみ上げている温泉水、それから浄化槽からの排水は、のみ込められているのですけれども、風呂掃除のために浴槽の水を抜いた際に流量が増えて、JR 釧網線を横断する管の手前にある町有地にありますマンホールから排水があふれ出ているということを確認しております。あと、それにプラスして、指定管理者さんのほうで、我々が排水するための手順を作成してお渡ししていたのですけれども、その手順どおりにお湯抜き作業をしていただけていなかったということもあわせて確認をしているところがございます。

これら課題については、基本的にはポンプでくみ上げている温泉水の排水と、大浴場の浴槽の温泉排水が重なったときに排水管の処理能力を超えてしまっているということで、マンホールからオーバーフローしているところを確認しております。ですので、まず基本的には排水管の処理能力に適応した排水量に調整する必要があると考えておりまして、今、対応中なのですけれども、まずは排水作業の手順を改めて見直しをかけているところがございます。さらに、大浴場の浴槽にあります排水口の目皿の大きさを調整しまして、排水量を減らす調整をしております。浴槽のお湯を排水する際にポンプでくみ上げている温泉水の量も減らすことで、排水量を調整していきたいと思っております。さらに、マンホールの隙間を埋めること、それからマンホールをかさ上げすることにより、完全にあふれ出ないようにするような対策を行っていきたくて今考えているところがございます。

（「事実関係を知っていたかどうか」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。だだ漏れですか。

（「だだ漏れです」の声あり）

○副町長（牛崎康人君） それはどういう定義なのでしょう。反問権がないのですが、担当課長から説明あったように、こちらのほうでしっかり計算されて造った排水路でありまして、流量が狂うとオーバーフローする現象が起きることが今回明らかになったところでもあります。原因を究明して、今後については基本起きないようにするというところは、私たち当然やらなければいけないところで、配慮しているところなのです

が、それでもやっぱり人のやることなので、また手順を間違えてということが起こり得るので、追加の対策はしなければいけないと考えているところであります。

委員からそういった町民の通報があったということを知らされたら担当課長から報告を受けて、それ以降、町長と私は承知をしております、対策について指示をしてきたところであります。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） だだ漏れかどうかというお話ですけれども、先ほど言いましたとおり、ぽん・ぽんゆの浴槽の容量というのは約40トンです。1年間、毎週火曜日掃除したとすると54回掃除をしていますから、掃除のときに浴槽から抜いたお湯の量というのは2,160トンになるのです。憩いの家の排水について、排水設備をするときにお話ししたときに、1分間にくみ上げている量というのが、当時は600リッターというふうに表示されていたので、それプラス薄めの水から考えると、本当にぎりぎりの設計というか、そういうものであったと思うので、それがプラス40トンということになると、そのうちどれぐらいをのみ込めたのかなと。10トンとか20トン、少なくとも5トン、10トンという単位ではオーバーフローしてしまったのではないかなというのを現地へ行って思ったのですけれども、ただ、問題は、そういったことにほぼ1年間、施設の設置者も管理者も気づいていないということだと思うのです。国立公園内のことであって、温泉排水そのもののことを以前もお聞きしましたが、例えば雪が解けて水がたまっている状態とか、いろいろ、ぽん・ぽんゆの魅力の1つである国立公園内唯一の温泉であると、源泉かけ流しであるという、その魅力を前面に押し出しながら、そのことに関しての管理とか監督というところにもう少し力を入れなければいけないのではないのかなと思うわけです。

そういう意味で、地域おこし協力隊員を、ぽん・ぽんゆで雇うべきとか、そういうことではなくて、その周辺を活動エリアとして、そういった施設だとか環境に目を配りながら情報発信をしていく、魅力を伝えていくという、そういう役割を担っていただいているのではないかなと思います。今回のこれを環境省の自然保護官事務所にまず連絡したかどうかお伺いします。

○委員長（鈴木裕美君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

基本的にこれまでの経過については環境省さんへの報告はしていませんでしたが、改めて今回のケースで報告が必要なのかということを確認をしたところ、今回の件については特に報告だったり、届けは不要であるということで回答いただいております。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 環境省さんの見解ですけれども、冷静にちょっと考えてみてほしいことは、通常にオーバーフローしているお湯が流れ出たのではなくて、多くは沈殿槽を素通りして、人の皮脂とか石けんとかシャンプーとか、そういったものも含んだ雑

ばくな排水が漏れ出たというふうに理解すべきだろうと思うのです。そういったことで、環境省さんで自然公園法違反にならないからそういう届出も要らないとか、関係ないということかもしれないのですけれども、実際には、ぽん・ぽんゆの性格を考えたときに、そういったことが普通にあってはならないのだと思うのです。せっかく先般、一般質問の中で、内容がすごくよくなったと、でも宣伝がまだ足りないよねということをおっしゃっていますので、周辺の環境を含めてそういった目配りをするような意味で、地域おこし協力隊員をぽん・ぽんゆに配置という意味ではなくて、集中的にぽん・ぽんゆ周辺を発信する担当者がいてもいいのではないかということなのですから、もう一度お答えを下さい。

○委員長（鈴木裕美君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

まず、周辺の環境に与える影響の部分については、委員ご指摘のとおり、環境省に報告は必要ないのかもしれませんが、ただ、この状態を続けることはいいことではないと私たちも思っておりますので、できるだけ早くオーバーフローしないような形で対処していきたいと考えております。

それから、地域おこし協力隊についても、先ほどお答えさせていただきましたとおり、指定管理者さんも含めて、町としても活用していくかどうか内部で検討させていただきたいと思っております。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） とにかく非常に多額の投資をして、標茶町の観光をけん引する施設として整備されています。期待もされていると思いますし、部分的に高い評価をいただいているところもあります。周辺の環境というのは、本当にこのぽん・ぽんゆという施設の生命線である。温泉の泉質と、それから周辺の環境というのは、本当にこの施設の生命線であると思うので、そういったものを知らせる、そしてそういったものを不測の事態に先に気づけるような監視をしていくということで、ぜひ今後そういった取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 私のほうから、今、釧路湿原に隣接しているところでの太陽光パネルの建設に対して世の中で非常に問題にされているということに関連して、国立公園、釧路湿原のうち43%が標茶町に属しているという中で、この太陽光パネルの設置に対して町長の考えていることをお聞きしたいのですけれども、さきに少年の主張で最優秀をとった子が、この釧路湿原に関しての発表内容だったと思います。子供の視点でも、もう鋭い視点を持っているなということを、私は肌で感じているところがございます。今現在、釧路湿原に対しての太陽光パネルに関しての設置に対する条例とかはまだないと思いますけれども、そういうことでよろしいですか。

○委員長（鈴木裕美君） 企画財政課参事・石黒君。

○企画財政課参事（石黒敬一郎君） お答えいたします。

今、委員からご質問ありました条例等についてなのですが、標茶町では現在、条例等については策定されておりません。

よろしく願いいたします。

○委員長（鈴木裕美君） 松下君。

○委員（松下哲也君） そうですね。市街地に関しては、太陽光パネルに関してのガイドラインというものは過去に設置したということは私も記憶はしております。その中で、今このように非常に観光地で北海道の自治体でも違法な伐採等とかがあって、工事が差止めとか、いろんなことで訴訟問題にまで発展している自治体が出てきているということでは、やはりある程度の規制案が必要になってくるのかなとは思っておりますけれども、今の釧路湿原における隣接する土地に対して、道の知事がこの間、環境省に要請を行ってきたということも承知をしております。

本日の新聞の記事にも、鶴居村がナショナル・トラスト関係で、該当地を村、自治体と共同で購入してその防止をしていくという新聞記事も載っておりましたけれども、この件については町長の考え、今現在、何にも条例案を今すぐ制定しろと私は申し上げるつもりはないのですが、国立公園の中、隣接する地域のところに対しての太陽光パネルの設置に関しての、今のところの町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○委員長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時44分

○委員長（鈴木裕美君） 委員会を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、松下委員のほうから、特に標茶町が釧路湿原のエリアの中でも43%を占めているということの中で、今いろんな、特にメガソーラーについて、釧路市周辺のメガソーラーの問題とかが大きく報道されたり、隣の鶴居村で民地を、音羽橋で非常にタンチョウのねぐらになっているところの、そこを保護するために村が買い取るというようなお話も出ていたばかりであります。私も最近の太陽光パネルの釧路湿原周辺の動きに関しては、非常に大変なことになるのではないかと懸念しております。

再生エネルギーの中で、特に太陽光エネルギーを否定するわけではないです。非常にいいものだと思うのですが、ただ、場所を、しっかりエリアを区別しながら、守るところは守る、利用するところは利用する、そういうことをしっかりやるべきではないかと思っております。釧路湿原の中は法的に守られていますから大丈夫なのですが、

その周辺のところが特にまだ、釧路湿原の周辺といってもタンチョウが営巣していますし、キタサンショウウオとかいろんな問題も、やはりその周辺には生存しているという中で非常に、そこをしっかりと守っていくというか、そういうことが今言われているのかなと思っています。

そんな意味でも、今、環境省のほうでも、国立公園の拡大の話も一部出てきていますし、それとあわせて私も言っているのは、その周辺の部分を緩衝帯として、やっぱり先ほど条例の話も出ましたが、自治体が条例を制定しても、実は法的な根拠が何もなくして規制できないというのが事実でありますので、そこを規制できるようなものをしっかり国の法律の中でやっていただくのが一番だろうということで、緩衝帯を含めて土地に対する規制をしっかりと国がやっていただきたいということもお話をしてしています。

それと、あともう1つは、日本が観光立国という形で言っている中で、観光地に来て周りが全部太陽光パネルで、例えば釧路湿原の中で、例えば釧路空港に来たときに、その周りがほとんど太陽光パネルだらけの中、釧路空港に着陸したりとか、そういったこともやはり多くの人が見ていると思うのです。ですから、そういう景観も含めた部分での、高速道路を走っていても周りが太陽光パネルだらけだったり、そんなのも気になるころではありますので、そういったところもしっかり国の責任において、自治体では法的に規制をするのは難しいですので、そこをしっかりとやっていただくようにお話をしているところでもありますので、私は、やはり標茶町の、釧路湿原だけではなくて、これだけ雄大な農村地帯が広がっている中でメガソーラーは要らないのではないかと、似合わないのではないかと、しっかりとやはり自然環境を守りながら酪農をしていくのが標茶のこれからの方向性だと思っていますので、そういったところにも注意をしながら、この問題に関しては向き合っていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（鈴木裕美君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 11月に行われた少年の主張での最優秀をとった方、私、本当に思わず拍手を送ってしまいたくなるような発表内容でありました。小樽から帰ってくる途中の黒い物体という表現でした。そういう中で、あの中学生が、もうああいうふうに感じてしまうということが、私は本当にすごく、いや、これはやはり大人の立場できちんとしたことをやっていかなければならないなということを強く感じておりますし、それによって貴重な動植物が減少していくということを何とか防いでいきたいという子供の感性ですか、この感性というのは私はすばらしいものがあったなと思っています。ぜひとも、これはこれからいろんなところで議論がなされていくのかなと思いますけれども、そういうようなことでの釧路湿原を守っていくということに対して、また再度きちんとした立場でもって取り組んでいていただけることを望んで、質問を終わります。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鈴木裕美君) 討論ないものと認めます。

これより議案第71号から議案第75号まで議題5案一括して採決いたします。

議題5案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(鈴木裕美君) 以上で議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時50分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために

ここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 鈴 木 裕 美